

平成29年度 第6回田川市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 平成30年1月22日（月）

18:00～19:40

場 所 田川市役所 1階 大会議室

出席委員 5名（欠席委員5名）

【会長】 議事に入る前に本会議の成立の可否について事務局に報告をもとめる。

【事務局】 本日の委員の出席は現在10名中5名であり、成立している事を報告する。

【会長】 今回の議事録署名人は、被保険者代表「花石」委員、公益代表「平部」委員をお願いしたいと思う。

（今年度の振り返りと前回のいきさつを説明）

それでは、平成30年度の国民健康保険税率等について、各委員の意見を聞きたいと思う。なお、最終的に意見が分かれた場合は採決を取りたいと思う。

【委員】 自分が調べた中で一つ資料が落ちているのがある。12月20日頃に出ている県の答申があると思う。自分たちには届いていないがどうなっているのか。

【事務局】 県の運営方針と納付金の算定方法の分なら、以前素案で示した分と変わっていない。

【委員】 自分たちには仮係数の時の素案が示されていた。その後に確定係数が出たと思う。それを論議するのではないのか。

【事務局】 答申ではなくて、標準保険料率のことでよいのか。

【委員】 答申が来ていないのでどうなっているかということ。

【事務局】 仮係数や確定係数の数字というのは、標準保険料率のことだと思うが、第 5 回の資料で確定係数の数字を示していた。

【委員】 それは分かっているが、正式に答申が出たのにもらっていないのはなぜかということ。

【事務局】 答申は県の運営方針と納付金の算定方法だが、素案時と変わっていないので、今回示していない。必要ということであれば後で配布したいと思う。

【委員】 答申を個人的に持っているが、確かに数字は変わっていない。しかし、答申として出ていなかったのかどうか、という意味であった。

【事務局】 答申はあくまでも運営方針であって、具体的な数値ではなくこういった方針で運営するのかというのを記したものである。

【会長】 県から出されたものの中で重要なものは、第 5 回の資料の中に仮係数、確定係数と数値が出されており、これが県の考え方だと思う。

【委員】 ここに答申がある。県が答申を出している。そのことを言っている。その資料は決して無関係ではない。

【事務局】 素案の時と内容が変わっていなかったのに、改めて示していなかったが、準備して後で配布する。

【会長】 平成 30 年度から制度が変わることや、医療費は変動が大きく見込みづらい。そういうことから前回の会議において税率固定で様子を見てはどうかという意見が多数であった。

何か他に意見があればお願いします。

【委員】 前回の会議で、制度が変わることや課税の計算が変わることなど、しっかりと理解していきたいということで、前回の会議時に決定することは早すぎるのではないかと発言した。12月18日（第4回会議）に仮係数を審議し、一か月後に確定係数が出て前回審議したところだが、結論ありきの審議はしない方がいいのではないか。

平成30年度の税率試算が前回示された。この中で事務局としては税率固定でお願いしたいと言っていたと思う。資料には、仮係数があり確定係数がある、これが県の方向付けだと思う。その数値で以て田川市の税率としても良いのではないかと思う。それは、平成27年の時に平成28年度は赤字になりそうだということで税率を上げたが、やはり上げすぎだと思う。平成27年の均等割と平等割は56,850円であったものが、平成29年は、91,296円となっている。それと厚生労働省が作成したモデルケースでは、田川市は世帯で27万円でありトップレベルである。それからしても、田川市の税額は高いと思う。また、平成28年度に税率を上げたことで、1億6,000万円の黒字となっている。返還金で6,000万円程必要ということだったが、それでも1億円は繰り越されている。私は、税率固定がダメだと言っているわけではなく、平成28年に税率を上げたのが大きすぎたと思っている。今回確定係数として示されているので、そこに見合うように落ち着くところにしてもおかしくはないと思う。そういう論議をするべきではないのか。

【事務局】 前回説明したが、最初から税率固定でという案を提示したつもりはない。次に1億円の黒字の話だが、平成29年度の収支では、六千数百万円程の赤字見込みであるので、ここで黒字は消えていると理解していただきたい。そういった不安要素もあり、最終的に事務局としての案はどうか、という意見があったので、できれば現状でいきたいと述べたものである。

【委員】 前回の税率改正時には保険料が高くなったが、それまでの実態からすると基金の目減りが激しく、それ以前からもっと早く手を打っておく必要があったのに、それが遅れたために大きな値上げとなってしまっている。長いスパンで経緯を見て、安定的な財政運営をすることが被保険者の利益にもつながるのではないか。なので、前回の会議で税率固定が多数だったのは理解できる。

【会長】ほかに意見等あればお願いします。

【副会長】前回の税率改正以前より税率改正自体の話はたびたび上がっていた。それを据え置きしておき、基金がなくなりどうにもならなくなって、前回の税率改正となった。それを踏まえると、今回は税率を下げるのではなく、税率固定が良いのではないかと思う。

【委員】田川市の国保の安定を願わない人はいないと思うが、国保の安定、不安定というのは何をもって言うのか。単年度収支で問題意識が出たのが平成 27 年が初めてだったと思う。それまでは、基金等で国保財政を繋いできた。1 年や 2 年を経過した段階でどうなのかというのであれば分かるが、1 回きりの会計年度で、赤字が出たから繰上げ充用と一般会計からの法定外繰入を行ったという事が大変だというのは納得できない。会計処理上に繰上げ充用というものはあるわけであり、しかも国が赤字補填目的の法定外繰入を認めている。また、県化に伴う地方自治体に対する国の財政支援措置はある。そのことが全然見えてこない。例えば、1,700 億円の県下に伴う支援措置や子ども医療費への支援措置等がある。そのことをオープンにするべきではないか。

【事務局】単年度収支では、平成 27 年度以前から赤字収支は続いており、内部留保は基金を合わせて数年で無くなっている。単年度の赤字が 1 年だけというわけではない。先ほど話があったように、傾向として赤字が続いているところで手を入れる必要があったと事務局として反省している。国の財政支援措置は、県に入る財源となるので市に入るものではない。県が、各市町村が納める納付金を算定する時に、国からの財政措置等を除くといったことを行っているものである。別件だが、国が緊急的に保険料等の引き上げに対する財政措置を行っているが、これは県で適正に処理されているということであるので、それが除かれて各市町村の納付金と標準保険料率が示されたところである。

【会長】基金がどんどん減っていき、最終的に赤字となったが、基金が減っていつている段階で既に赤字であると思う。今は、前回税率改正したところで様子を見ていく期間ではないかと思う。

【委員】基金を取り崩していつている経過は知っている。基金は財政運営として繰り越し分を蓄えてきたわけだと思うが、それは、不足な時に備えて使っていくと説明があった。それについては異論はない。しかし、基金もなく、繰越金もない、として前回の税率改正となった。その結果、先ほども言ったが、均等割と平等割が3万円近く上がった。そして1億円の繰越金が出来た。となれば、平成30年度の予算の組み方については、そういう審議をもっとしていくべきだと思う。

【委員】1億円の繰越金は、差引で3,500万円程となり、その数字を安定的と捉えるかどうかだが、個人的にはそれほど余裕がある数字とは思えない。この額について市民の方がどういう風に受け取るのか、今までやってなかったことを大きく変えた時、最終的には市長が決定するが、自分たちの意見が大きく考慮される。前回の税率改正時、前期の運営協議会委員の方もいろいろ考え、将来を見越して決定したものだった。自分はやはり安定的という価値を大きく持ちたいと思う。

【委員】市民から聞かれた時の説明と言っていたが、まず、制度が大きく変わるという事があり、これは今までの運営が市で行っていたものが県へ変わる。保険証からして変わる。そんな大きく変わる時に税率も扱うとなると、県化に伴う影響として見る事が難しくなるのではないか。税率固定の方が良いと思う。

【会長】県が示す数値も不安要素があるので、安定的な運用ができるようにしておかないといけないと思う。

【委員】県は平成30年度から3年間は変更しないと、最大6年間は税率変更しないとしている。また、3年に1度見直しがあるとしている。とするならば、今回税率固定とした場合、そのまま6年間続く事があると思われるが、どうなっているのか。

【会長】事務局の説明を求める。

【事務局】県が示す標準保険料率は毎年変わるものと考えている。3年間固定というのは激変緩和措置の事だと思う。保険税率については毎年見直しが必要と考えている。

【事務局】 県は、国民健康保険の運営に必要な納付金と各市町村への標準保険料率を毎年示す事となっている。

【委員】 今回示されたのはあくまで平成 30 年度分であって平成 31 年度は変わってくるということか。

【事務局】 そうである。

【事務局】 先ほど話が出ていたが、長期的に今後基金が出来た場合の運営方針というのは、協議が当然必要と思う。それと前回説明したが、表の税率固定と試算 1 とを比べると、医療給付分が低く、後期高齢者支援金分と介護納付金分が高いといった矛盾点があるので、改善が必要と考えていて、そういった部分を加味したのが表の試算 2 である。

ただ、税率を変更するにあたっては期限があるので、前回方針を決めていただきたいと言った所であり、今日はそのリミットという事である。

【会長】 財政的に安定的に運用する必要があるので、税率固定で様子を見るというのが意見としては多いが、何か意見があれば願います。

【委員】 前回の税率改正で応益割が一番上がった。しかし上げすぎていると感じている。負担が大きくそれが複数年続くか、または 2 年で終わりだ、となるかどうかは決算書で見えて見通しを立てる必要があると思うがどうなのか。

【委員】 確かに応益割が大きい特色があると思うが、メリットとして低所得者の方への国の補助金が多く得られると理解している。応益割が大きくても、低所得の方への負担感を抑えているものだと思う。

【委員】 応能割と応益割は、県化に伴いその割合を示している。その目安と比べて大きいものだと言っている。

【委員】 その目安を意図的に超えて、設定していると思う。

【委員】 比率から言っても高すぎると思う。

【委員】 それでは、低所得の方は少し負担が増えて、中間層は負担が減る、という事になると思うが、それについてはどういう風に考えているのか。

【会長】 事務局の意見を聞きたい。

【事務局】 応能応益割の事だが、それは保険基盤安定負担金という事で、国、県、市が国保会計に繰入れを行っているものがある。これは低所得者の軽減に対する財源として入っているものである。応益割（被保険者均等割と世帯平等割）に対して軽減がかかってくるので、この割合が多いと保険基盤安定負担金の額が増えるという事になる。

応能応益割合は 40 : 60 で設定されている。これを例えば 50 : 50 とか 60 : 40 と応能割を増やすと職がある方の負担が増える。低所得者のうち、2 割軽減や 5 割軽減の方についても負担が増えるという事になり、保険税が下がるのは 7 割軽減の方のみとなる。

所得割額を増やすと、保険税は賦課限度額というのがあり、その額に達するとそれ以上は取れない。高額所得者がすぐに賦課限度額に達するので、中間層や低所得者の負担を増やさないと税が確保できない事になる。

標準保険料率は 2 パターン示されており、1 つは県の標準割合を基にしたもの、そしてもう 1 つは各市町村の負担割合で示したものがある。今回示しているのは、市の負担割合で示されたものである。県の標準割合では、応益割合がまだ大きくなっている。

【会長】 今の事について、何か意見等あればお願いします。

【委員】 応能割の負担が応益割に比べて低いとあったように思ったが。

【事務局】 賦課割合の話で、賦課総額から見た時に応能割が 40 という事であり、課税した時に保険料率 6.63% を掛けた時に出る数字と、所得割均等割を掛けた時に出る数字が 40 : 60 である。

【委員】 税率を出す時に、医療費総額から算定したものをなぜ出さないのか。

【事務局】 これまで通りの試算をすると、今回示している表の参考値の数値となる。その計算式を出すことは出来るが、今回課税の仕方が変わっており、納付金がいくらかかって、いくら取らないといけないのかといった計算となるので全く計算の仕方が変わってくる。県が田川市の人口や世帯数等を推計して標準保険料率を示しているが、田川市が独自で推計した数字と乖離がある。この県の標準保険料率をこのまま使う事は憚れたことから、今回表で示した試算 1、試算 2 というのを作っている状況である。

【委員】 今まで税率を議論してきた資料と違うのでわかりにくい。

【事務局】 詳細は第 2 回の資料で示している。簡単に示すと第 4 回の資料を見ていただければよいと思う。

【会長】 ほかに意見はないか。

【委員】 平成 30 年度の税率をもし今日決めるというのであれば承服できない。

【会長】 今日がタイムリミットであり、答申も作る必要がある。意見一致が望ましいが、まとまらない場合は採決を行いたい。

【委員】 平成 30 年度の予算について示されているが、新しい仕組みとなるので、もう一度会議を開き、それについてもっと話をしないといけないのではないか。

【事務局】 平成 30 年度の予算については、第 5 回の会議時に示しており、当初予算の総括表を付けているが、審議中のためこれまで通りの内容で作られている。歳出の保険給付はこれまで通りで、これの財源となるのが、県の交付金としての歳入である。その財源となるのが、各市町村から集める納付金である。その納付金の財源が保険税である。



【事務局】 検討していただくのは構わないが、前回説明したように、税率を変えるとなると条例を変える必要があり提出の期限があるため、今日再度日程調整し会議を開催した次第である。会議が長引き期日が過ぎると当然現行税率のままとなる。

【会長】 税率固定を基本にするという事でまとめたいと思うがよいか。

【委員】 標準保険料率とするべきだ。または、それがだめなら試算 1 とするべきだ。平成 28 年度に 1 億円の繰越金が出来た。それでもう 1 年見ればよい。もし足りない時は繰上げ充用をすればよい。

【事務局】 今意見を伺ったので、会長に採決をとっていただければと思う。

【会長】 では標準保険料率と税率固定とで採決を取りたいと思う。

標準保険料率に賛成の方

・ 1 人

税率固定に賛成の方

・ 3 人

多数決により税率固定に決定し答申したいと思う。

また、答申の作成は自分と事務局に一任させてもらい作成したい。

それでは、以上をもって今回及び今年度の運営協議会は終了したいと思う。